

令和7年2月市議会教育厚生委員会資料

請願第1号 長崎市営松山陸上競技場の歴史的・文化的価値についての調査等に関する請願について

(目次)	(ページ)
1 請願第1号に対する市の見解	2
2 遺骨の取扱いについて	2
【参考】長崎市被爆建造物等の取扱基準	3～4

原爆被爆対策部
令和7年2月

【参考】

長崎市被爆建造物等の取扱基準（平成4年9月1日施行）

（趣旨）

第1条 この基準は、本市に投下された原子爆弾による被害を受けた建築物、橋、石垣、鳥居及び石碑等の建造物並びに樹木（以下「被爆建造物等」という。）の調査、保存及び活用を行うに当たり、必要な取り扱いの基準を定めるものとする。

（調査対象）

第2条 被爆建造物等の調査対象は、次の表のとおりとする。

爆心地からの距離	調査対象
2キロメートル以内	現存する被爆建造物等及びすでに滅失した大規模な被爆建造物等
2キロメートルを超え おおむね4キロメートル以内	現存する被爆建造物等

（調査事項）

第3条 被爆建造物等の調査事項は、次のとおりとする。

- (1) 被爆当時及び現在の名称
- (2) 被爆当時及び現在の所有者
- (3) しゅん工時期
- (4) 耐用年数
- (5) 存廃改修の状況
- (6) 被爆のこん跡
- (7) 被爆当時及び現在の利用形態
- (8) 保存及び継承の状況
- (9) その他参考になる事項

(保存対象)

第4条 前条の調査を行った被爆建造物等について、次の各号に定めるランクの基準に基づいてランク付けを行い、保存対象としては、第1号及び第2号に該当する被爆建造物等（以下、「保存対象とする被爆建造物等」という。）とする。

- (1) Aランク 被爆建造物等の中で、原子爆弾の熱線、爆風及び放射線により破壊、又は著しく影響を受け、原子爆弾のすさまじさを感じさせるこん跡のあるもの、又は、著しいこん跡は認められないが、当時の社会的状況を特に強く示唆するもの
- (2) Bランク 被爆建造物等の中で、原子爆弾により何らかの影響を受け、こん跡が認められるもの、又は、こん跡は認められないが、当時の社会的状況を示唆するもの
- (3) Cランク 被爆当時の建造物等ではあるが、被爆のこん跡が希薄であり、社会的な関連も希薄なもの
- (4) Dランク 被爆当時の建造物等ではあるが、被爆のこん跡が全く認められず、原爆との関連も定かでないもの

(保存方法)

第5条 保存対象とする被爆建造物等の保存については、原則として現地での全面保存に努めることとする。ただし、その耐久度、周辺環境の状況、所有者の意向等で現地に全面保存できない場合は、次の各号のいずれかの方法で保存することとする。

- (1) 現地に一部を保存すること。
- (2) 同一敷地内の他の場所に移設し、保存すること。
- (3) 他の場所に移設し、保存すること。
- (4) 写真、映像等により記録し、保存すること。

2 保存対象とする被爆建造物等の保存を行うに当たっては、当該建造物等の所有者と十分協議し、同意を得ることとする。

(活用)

第6条 第4条第3号に規定する被爆建造物等については、調査資料等を基にした被災資料説明板の設置その他の活用方を講ずるものとする。

(意見の聴取)

第7条 被爆建造物等の調査、保存及び活用に当たっては、長崎市原子爆弾被災資料審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。